小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する 条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成24年9月3日提出

小金井市長 稲 葉 孝 彦

## (提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律の施行に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、市が設 置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準を定める必要があるため、本 案を提出するものであります。 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する 条例

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成5年条例第26号)の 一部を次のように改正する。

第66条の次に次の1条を加える。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

- 第66条の2 法第21条第3項に規定する市が設置する一般廃棄物処理施設に置く 技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。
  - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
  - (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
  - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号) 第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
  - (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第64号資料

## 小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)		技術管理者
第66条の2 法第21条第3項に規定する市が設置する一般廃棄物		資格基準の
処理施設に置く技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれか		新設
<u>とする。</u>		
(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する		
技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験		
に合格した者に限る。)		
(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を		
除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に		
<u>従事した経験を有するもの</u>		
(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生		
省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者		
(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めら		
れる者		
付 則		
この条例は、公布の日から施行する。		